

令和6年度事業計画書（概要）

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

1 基本方針

本協会は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）と緊密な連携の下、会員である飼料メーカー、飼料荷受組合、飼料販売特約店等の協力を得ながら配合飼料価格差補てん事業の円滑な推進により、商系畜産生産者の経営安定に努める。また、国・県及び独立行政法人農畜産業振興機構等が実施する肉用牛、養豚に係る各種助成事業対し、関係行政機関・団体等と連携を図りながら積極的に取り組むとともに、一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産高度化支援リース事業の普及にも努め、一層の収益向上を支援することにより、県民への畜産物の安定供給と本県畜産の発展に寄与するものとする。

2 事業計画

（1）会議の開催

- ① 総会 年1回定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
- ② 理事会 基金協会運営上の重要事項を審議するため、理事会を2回以上開催する。
- ③ その他 事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて事業説明会や飼料荷受組合との連絡会議等を開催する。

（2）配合飼料価格差補てん事業

全日基が事業主体となり畜産経営者及び配合飼料製造業者が負担する積立金をもつて通常補てん財源を造成し、一定の要件の下に補てん金を交付し、価格高騰時における畜産経営への影響を緩和するものであり、全日基と配合飼料価格差補てん契約並びに配合飼料価格差補てん数量契約を締結して次のとおり業務を行う。

- ① 配合飼料価格差補てん契約の締結
飼料荷受組合（加入畜産経営者）及び全日基との間で、配合飼料価格差補てん事業に必要な契約を締結する。

当初の年間契約数量は、464,668トントンである。

- ② 通常補てん積立金及び別途納付金の徴収、納付

加入畜産経営者の飼料契約数量に応じて四半期ごとに通常補てん積立金、及び別途納付金を飼料荷受組合を通じて徴収し、所定の期日までに全日基に納付する。

通常積立金単価：800円/トントン

別途納付金

新規加入者：0円/トントン

前年途中において基本契約を解約し、再度補てん契約を締結した者

第2四半期以降納付しなかった者が改めて加入する者： 970円/トントン

第3四半期 // : 1,590円/トントン

第4四半期 // : 1,720円/トントン

③ 價格差補てん金の受領、交付

補てん金が交付される場合は、予め対象期間における加入者別飼料購入実績数量を取りまとめて全日基に提出し、補てん金を受領した場合は、速やかに加入者の指定口座に振込みを行う。

④ その他

年度途中における契約の解除、その他補てん事業に伴う一切の業務を行う。

(3) 畜産高度化支援リース事業

機構の定める当該事業業務委託要領に基づき、飼料荷受組合の組合員（畜産経営者）から提出された貸付申請について、関係書類の審査、行政庁及び機構等への進達、貸付物件の納入時における検収業務等を実施するとともに、既貸付物件に係る貸付料等の機構への納付に付帯する業務を行う。

(4) 肉用子牛生産者補給金制度事業

肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付する事業であり、加入契約生産者について、事業主体である一般社団法人岡山県畜産協会（以下「畜産協会」という。）からの受託に基づく個体登録関係書類の受理、点検、生産者積立金の徴収、生産者補給金の交付に関する事務等を行う。

(5) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業

肉用牛経営の安定を図るため、生産者の拠出と国、県の助成により基金を造成し、毎月の収益性が悪化した場合、生産者に補填する事業であり、加入契約生産者について、事業主体である畜産協会からの業務受託に基づく個体登録関係書類の受理、点検、生産者積立金の徴収、生産者補給金の交付に係る事務等を行う。

(6) 肉豚経営安定交付金制度事業

枝肉価格の低下、生産コストの上昇等による養豚経営に与える影響を緩和するため、生産者の拠出と国、県の助成により基金を造成し、収益性が悪化した場合、補填金として交付する事業であり、希望する肉豚経営者との間で受託契約を締結し、事務代行業務を行う。

(7) その他

国、岡山県、その他関係機関と連携を保ち、広く情報の収集を行い、会員である飼料荷受組合及び加入畜産経営者への情報提供に努めるとともに、新規事業についても対応するものとする。